

地域環境権条例で エネルギーの地産地消を

2023「再エネ」ミニシンポ 第2回

遠州尋美 みやぎ震災復興研究センター 2023年12月9日

高まる再エネ規制の機運

あいつぐ再エネ乱開発

- ・ 脱原発・エネルギーの自立に再エネ拡大は不可欠
- ・ 他方，大手業者による乱開発・環境破壊の横行
 - 関電・蔵王山麓大規模風力発電事業＝地元や宮城県，山形県の反対で，22年7月撤退へ
 - 川渡風力発電・東北大学六角牧場（大崎市，栗原市）大規模風力発電事業＝地元の反対で，23年1月環境影響評価準備書を取下げ，計画見直しに
（風力乱立の背景には宮城県が2018年に公表した「風力発電に係る全県ゾーニングマップ」）※
 - 丸森町耕野（こうや）地区のメガソーラー事業＝アセスを逃れる姑息な手段で大規模な森林伐採を画策
 - 23年2月14日，住民が業者を告発＝土地取得・地上権契約の県への届出を怠り国土法違反⇒4月6日受理
 - 『日経』太陽光全国調査（2023年7月19日）：太陽光発電2割，災害の恐れ。土砂崩れ，危険な区域に1600設備。

再エネ規制条例制定の動き

宮城県内の再エネ規制条例一覧

自治体	条例	公布日/ 施行日等	自治体	条例	公布日/ 施行日等
富谷市	富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2019年 10月17 日	宮城県	宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例	2022年7 月12日
大崎市	大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2021年 3月9日	七ヶ宿 町	七ヶ宿町再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例	2022年8 月26日
川崎市	川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2021年 4月1日	村田町	村田町再生可能エネルギー発電施設の設置等に関する条例	2022年 10月1日
栗原市	栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2021年 6月29 日	女川町	女川町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2023年 1月1日
丸森町	丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例	2022年 1月20日	白石市	白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2023年 3月10日
加美町	加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2022年 3月1日	仙台市	仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例	2023年 3月14日
色麻町	色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2022年 3月24日	山元町	山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2023年 4月1日
石巻市	石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2022年 4月1日	南三陸 町	南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2023年8 月1日
登米市	登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2022年 6月8日			

- ① 宮城県および仙台市以外は、全ての種類の再生可能エネルギー発電設備が対象
- ② 宮城県は出力50Kw以上、それ以外は出力10Kw以上。ただし、屋上太陽光発電、個人の持地内の太陽光発電設備（50Kw未満は）規制対象外
- ③ 事前協議の義務付け
- ④ 禁止区域または抑制区域、もしくはその双方を指定し、抑制区域へは設置しないよう要請（首長の不同意）

宮城県と仙台市の太陽光規制条例の概要

		宮城県		仙台市	
設置規制	規制対象	主力50Kw以上		出力20Kw以上	
	規制区域	知事の許可	<ul style="list-style-type: none"> ① 地滑り防止区域 ② 急傾斜地崩壊危険区域 ③ 砂防指定地 ④ 土砂災害特別警戒区域 	市長の許可	<ul style="list-style-type: none"> ① 地滑り防止区域 ② 急傾斜地崩壊危険区域 ③ 砂防指定地 ④ 土砂災害特別警戒区域 ⑤ 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、または捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く地域 ⑥ 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域 ⑦ 鳥獣保護区特別保護地区 ⑧ 広瀬川特別環境保全地区
	規制区域外	届出（事業計画届出書）		届出（事業計画届出書）	
設置者の義務	事前住民説明，維持管理計画の作成・公表，維持管理の記録と保管，廃止届		事前住民説明，誓約書，維持管理計画の作成・公表，廃止届，廃止時のリユース，リサイクル等適切な処理・処分		
大規模事業者の義務	規定なし		出力1,000Kw以上 賠償保険・損害保険加入，運転開始後3年間の財務諸表公開		
違反に対する罰則	設置許可の取り消し，事業者名公表，過料，FIT認定の取り消し等		設置許可の取り消し，事業者名公表，過料，FIT認定の取り消し等		
その他			議員提出で成立		

宮城県の再エネ新税条例

宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税条例（2023年7月4日）

※ 法定外普通税の導入には総務大臣との協議・同意が必要なため現時点では未施行

【目的】

大規模に森林を開発して設置する再エネ発電設備に課税（再エネ地域共生促進税＝法定外普通税）し、他方で、地方自治体が定める地域脱炭素化促進事業の対象区域（促進区域）における認定事業を非課税とすることで、再エネ発電設備の立地を促進区域に誘導する。

【課税対象】

0.5ha以上の森林における開発行為の着手からその完了後5年以内に設置工事に着手した太陽光・風力・バイオマス発電設備（再エネ発電設備）の所有者。水力・地熱発電は除く。

- 太陽光発電設備：税率6,200円/kW（ただし、FIT認定設備で、税抜調達価格が10円以上の場合は下表による）

FIT 価格	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/ kW]	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

- 風力発電設備：税率2,470円/kW（ただし、FIT認定設備で、税抜調達価格が16円以上の場合は下表による）

FIT 価格	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/ kW]	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

- バイオマス発電設備：税率1,050円/kW

【税率】

発電種別毎に営業収益の20%程度相当の額。FIT認定設備については、税抜調達価格に応じて、発電出力あたりの税額を定める（別表）。

【非課税設備】

① 国または地方公共団体所有、② 国、地方公共団体または土地開発公社が開発した区域に設置した設備、③ 屋根に設置された太陽光発電設備、④ 温対法による促進区域内の認定設備、⑤ 農山漁村再エネ法による促進区域内の認定設備、⑥ ④⑤に準じる認定設備（市町村長の判断に基づき知事が認定）

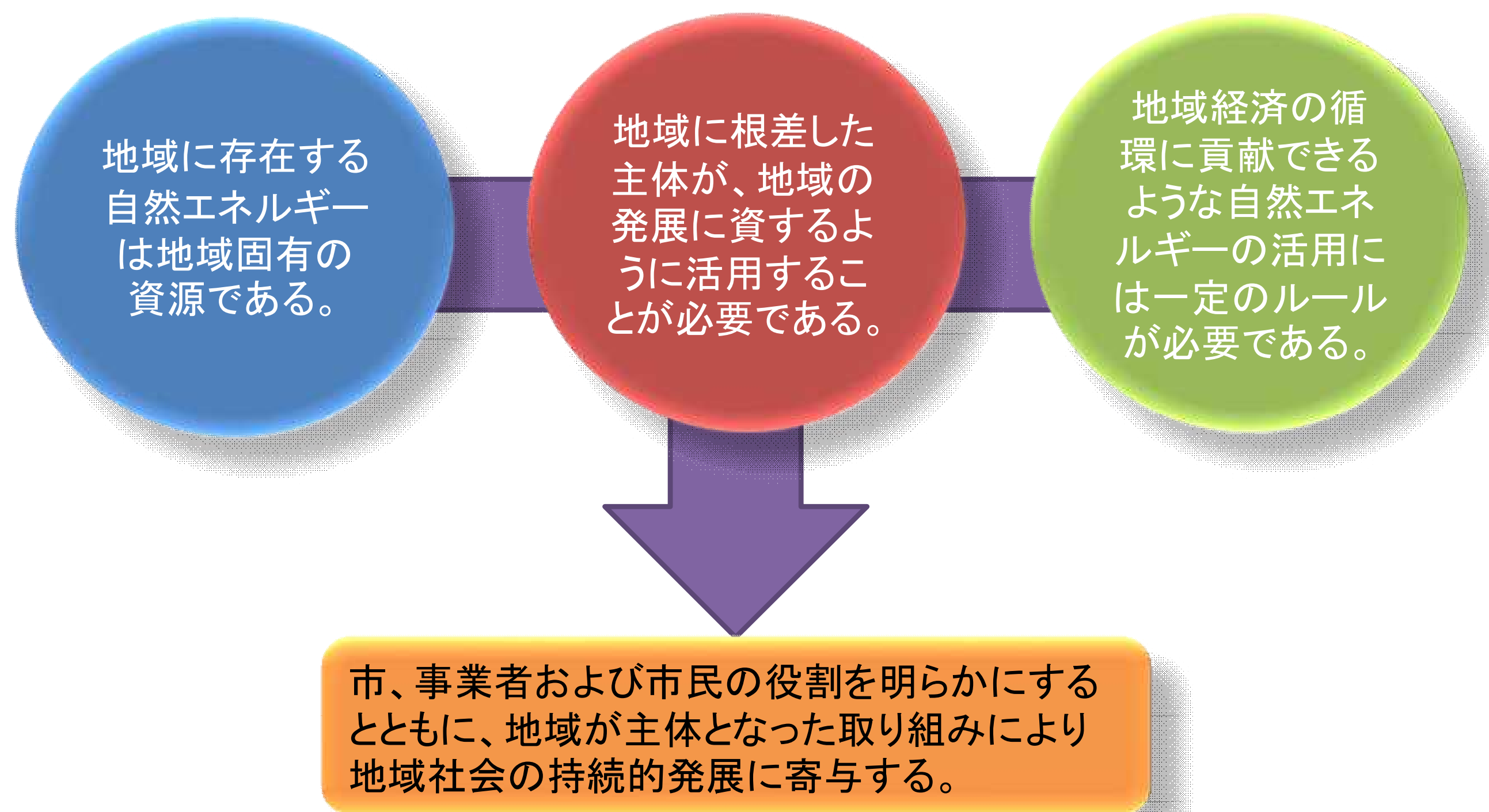
（出典）宮城県「再生可能エネルギー地域共生促進税条例の概要」

促進区域の認定が市町村に丸投げされていることによる懸念があるが、効果に期待。

地域環境権条例：エネルギー地産地消の切札

湖南省地域自然エネルギー基本条例（2012年9月21日）

湖南省地域自然エネルギー基本条例



再エネ規制条例に共通する弱点：コミュニティパワーを推進する決意の欠如
⇒弱点克服を可能にする地域環境権条例

湖南省地域自然エネルギー基本条例

条例自身は、許認可手続きも地域指定も罰則規定もない純粋な理念条例。

市は、この条例の精神に立脚して「地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」を策定。

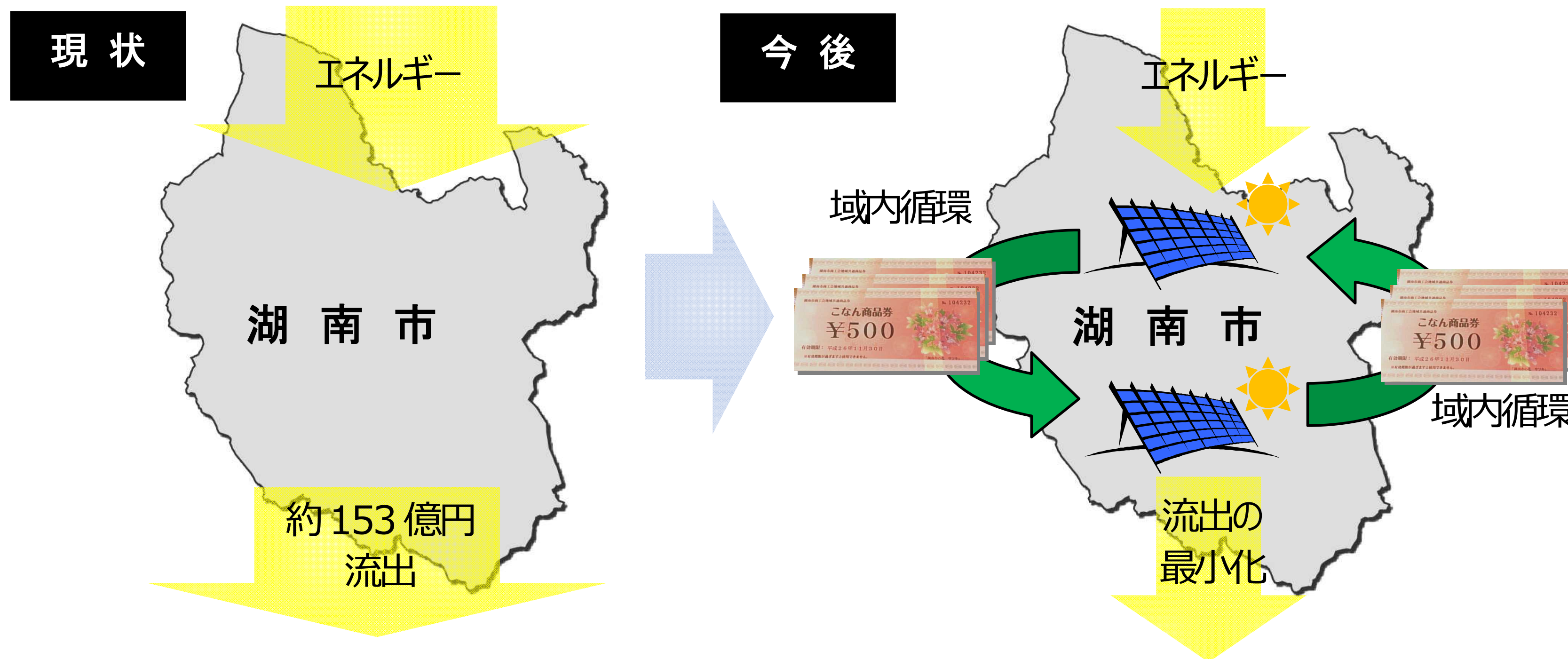
背景に、全国に先駆けて市民共同発電所[※]が稼働。

※ 市民が出資し共同所有者となって発電事業を行い、利益も損失も市民が分かち合う取り組み

(出典) 「湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」2015年2月, P1

湖南省地域自然エネルギー基本条例（2012年9月21日）

「地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」（2015～2019年度）が目指すもの



■市外に流出しているエネルギー費用（化石燃料費）の試算（平成23年度）

国内総生産額	473.9	兆円	A
化石燃料輸入総額	23.1	兆円	B
湖南省の総生産額	3,142	億円	C
湖南省の化石燃料輸入支出額	153	億円	$C \times B / A$

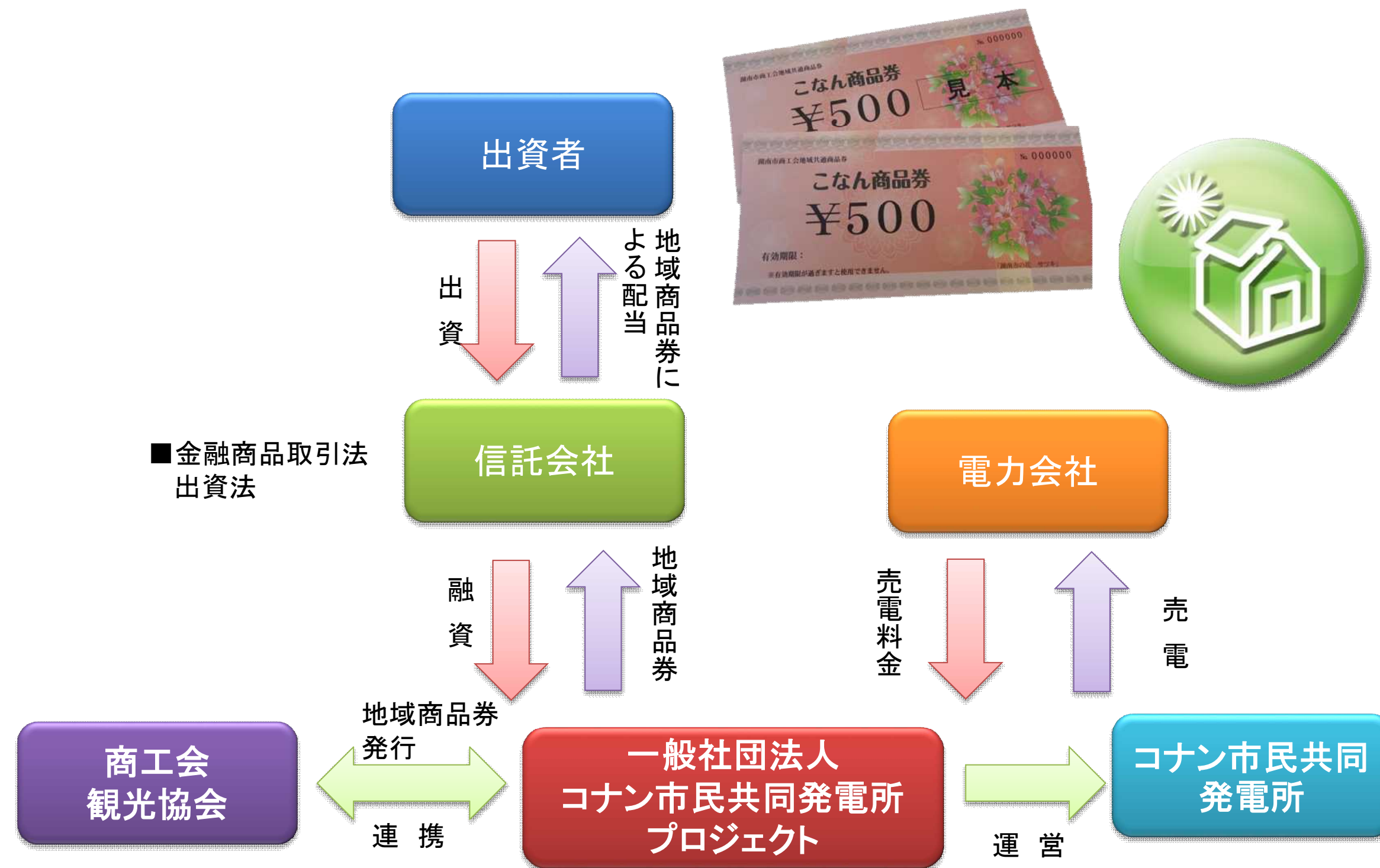
（出典）「湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」
2015年2月，P2

湖南省地域自然エネルギー基本条例（2012年9月21日）

第1次活性化戦略プランが掲げた6つのプロジェクト

(1) 小規模分散型市民共同発電プロジェクト

■初号機、弐号機の事業スキーム



(2) 公共施設への率先導入プロジェクト
LED化, EV公用車の導入, 自然エネルギー利用促進, エコオフィス活動

(3) 小水力発電導入プロジェクト
集落単位での資源把握, 小水力発電関連機器の製造・メンテナンス技術開発支援, 電力利用先の開拓

(4) バイオマス燃料製造プロジェクト
廃食用油回収およびBDF製造・利用, バイオエタノール製造・利用, 芋発電・熱利用, 木質バイオマス利用促進

(5) スマートグリッド街区のモデル的整備プロジェクト

(6) 可能性検討プロジェクト

(出典) 「湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」, 2015年2月, P2

湖南省地域自然エネルギー基本条例（2012年9月21日）

第1次活性化戦略プロジェクトの実績

- エネルギー費用域外流出額は、153億円（2011年度）から66億円（2016年度）に低減。
- 現在は第二次活性化戦略プランに取り組んでいる。

（出典）「第2次湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」，2020年3月，P29

プロジェクト名	評価	効果			
		経済性 (貨幣換算)	環境性 (CO ₂ 削減)	副次的	
① 小規模分散型市民共同発電プロジェクト	◎	15,026 千円	383 t-CO ₂	出資者への配当を地域商品券で実施したことによる経済的効果（11,040 千円） など	
② 公共施設への率先導入プロジェクト	◎	14,230 千円	336 t-CO ₂	地域事業者が工事、点検等を実施することによる事業への関わり及び経済的効果 など	
③ 小水力発電導入プロジェクト	△	—	—	地域事業者との連携による先進技術開発の促進	
④ バイオマス燃料製造プロジェクト	BDF 製造・利用	◎	6,158 千円	138 t-CO ₂	一般廃棄物の有効利用による循環型社会構築への貢献
	バイオエタノール製造	×	—	—	—
	芋発電・熱利用*	○	(18.4 千円)	(0.4 t-CO ₂)	幼稚園・小学校等におけるエネルギー教育の推進、農福連携による取組の推進 など
	木質バイオマス燃料製造・利用	○	6,124 千円	161 t-CO ₂	森林環境の保全、林福連携による取組の推進
⑤ スマートグリッド街区のモデル的整備プロジェクト	地域新電力会社による電力供給	◎	56,151 千円	—	湖南省版シュタットベルケの中核を担う組織となるこなんウルトラパワーの設立
	自然エネルギー(太陽光)発電事業		9,365 千円	196 t-CO ₂	
効果の合計			107,054 千円	1,213 t-CO ₂	—

*芋発電・熱利用の効果は実証段階における参考値のため合計に含んでいません。

飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例 (2013年3月25日, 以下「飯田市地域環境権条例」)

飯田市再生可能エネルギーの導入による 持続可能な地域づくりに関する条例 (H25.4.1)

目的 市域の豊富な再生可能エネルギー資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを実現
⇒再生可能エネルギーによる電気の全量固定価格買取制度を地域で公共的に利活用する制度を構築
⇒再生可能エネルギー資源の活用と市民・公共的団体等・行政とのかかわりを明確化

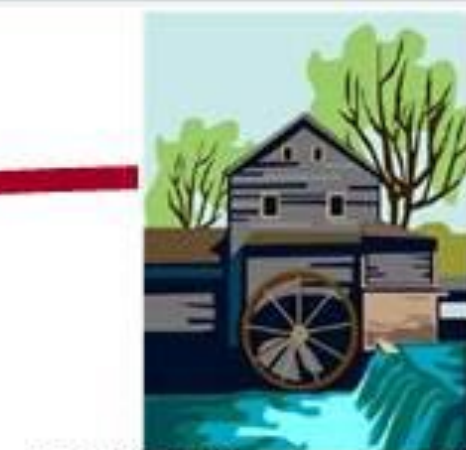
地域環境権

全国初！！

再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉え、
市民には、これを優先的に活用して地域づくりをする権利がある。

市民を中心とする多様な主体が取り組む再生可能エネルギーによる地域づくり事業を公民協働事業として支援。

条例に基づく事業化支援



地域主体の再生可能エネルギー事業



市民出資



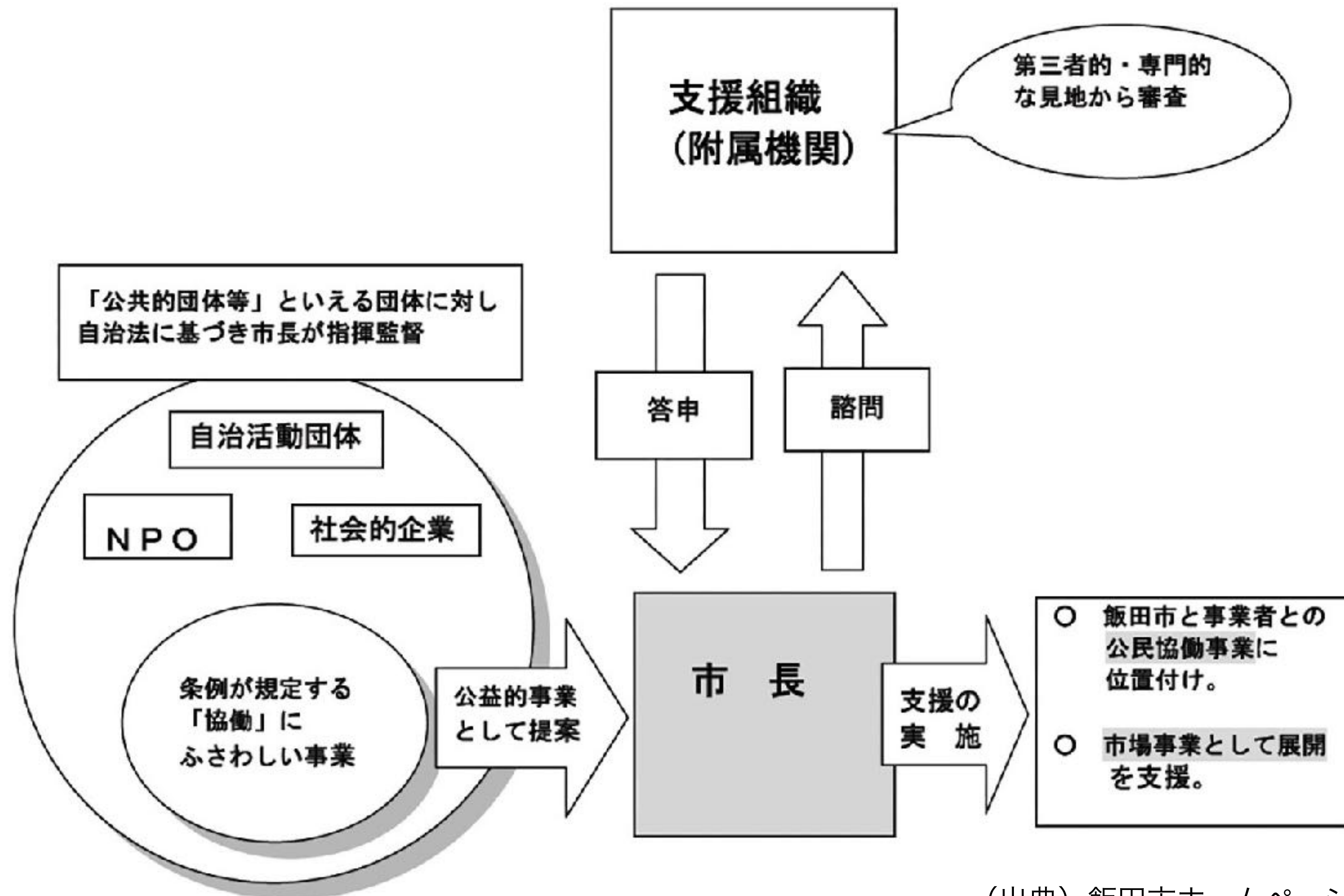
融資・投資

地域環境権条例に至る取組み経緯(1)

- 1977年 「飯田市市民憲章」 制定
(「1 自然を大切にし、美しい環境の飯田市をつくります。」他5つの柱)
- 1992年 「環境にやさしい暮らし(エコ・ライフ)推進本部」 設置
- 1996年6月 「飯田市第4次基本構想・基本計画 人も自然も美しく、輝くまち飯田ー環境文化都市ー」 (1996年~2000年)
- 1996年12月 「'21いいだ環境プラン」
(現在は第5次プラン, 2021~2024年)
- 1997年3月 飯田市 「環境基本条例」 制定
- 2000年1月 飯田市役所ISO14001認証取得

飯田市地域環境権条例

「地域環境権」に基づく支援の仕組み



(出典) 飯田市ホームページ

地域環境権条例に至る取組み経緯(2)

2000年6月より、飯田市出先機関・施設における独自環境マネジメントシステム「いいむす21」認定運動展開

2001年9月 「おひさまシンポジウム」開催

2001年10月 「南信州いいむす21」(南信州広域連合エリアにおける独自環境マネジメントシステム) 運用開始

2004年2月 NPO法人南信州おひさま進歩設立総会 (法人認可は6月)

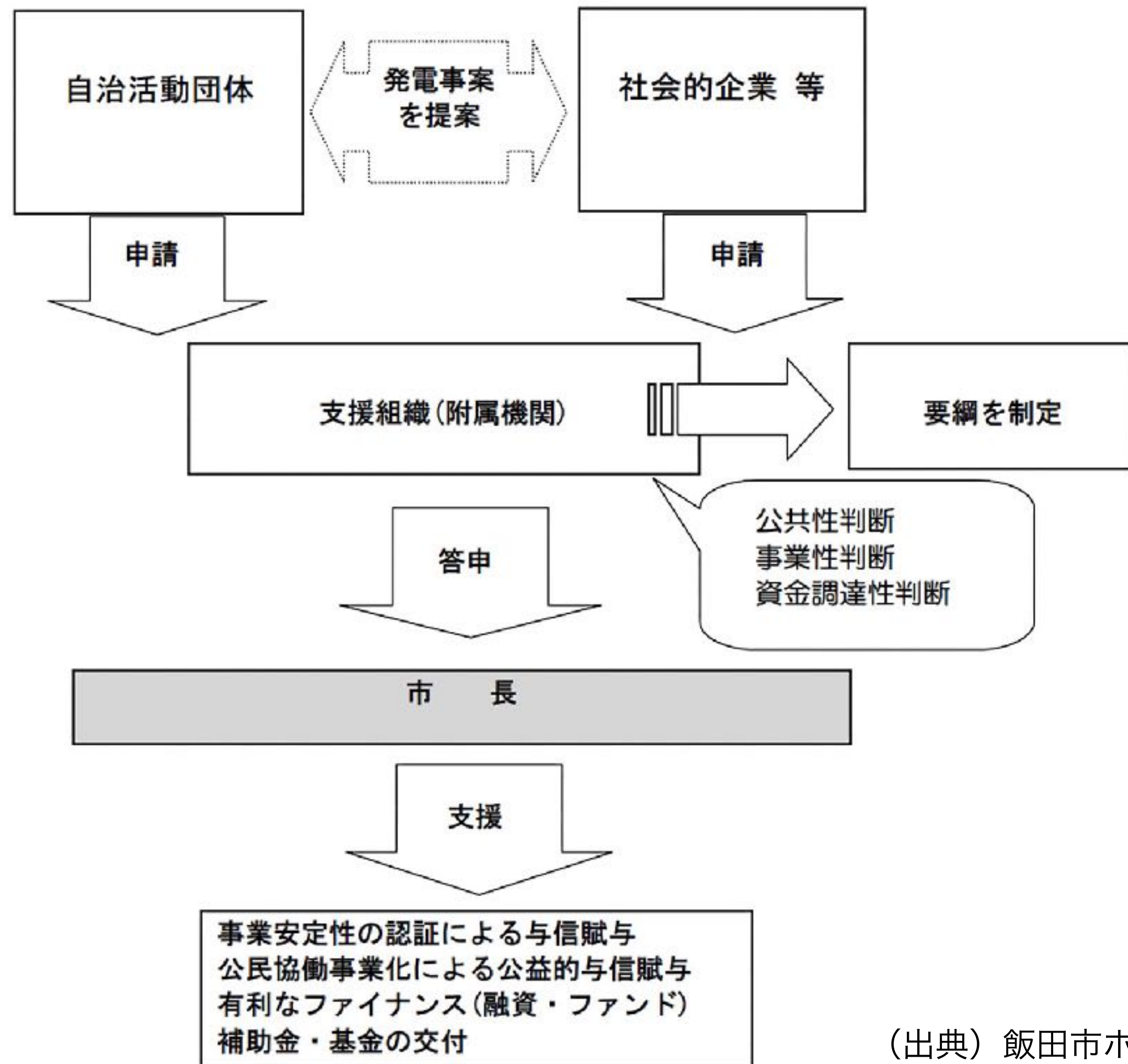
2004年5月 おひさま発電所1号 (社会福祉法人明星保育園) 設置

2004年12月 飯田市, 環境省・環境と経済の好循環のまちモデル事業～「平成のまほろば」まちづくり事業～(「平成まほろば事業」)に採択される

2004年12月 平成まほろば事業を推進する事業会社として, NPO法人南信州おひさま進歩を母体に, 有限会社「おひさま進歩エネルギー」設立

飯田市地域環境権条例

「地域環境権」に基づく支援手続き



(出典) 飯田市ホームページ

地域環境権条例に至る取組み経緯(3)

2005年2月～5月 南信州おひさまファンド（市民出資）を募集。2億150万円の基金造成。

以降、市民出資金を太陽光発電とESCO事業に投資。

※ おひさま進歩エネルギー株式会社による太陽光発電設置実績は個人宅も含め424箇所、出力合計7,803kW（2022年10月現在）。

2007年11月 有限会社を株式会社化。

「おひさま進歩エネルギー株式会社」設立。

2009年1月 飯田市、「環境モデル都市」選定

最後に

- **再エネ普及を隠れ蓑にした環境破壊阻止は重要＝再エネ規制条例は不可欠**
- **ハゲタカ資本による環境破壊阻止と再エネの民主的普及拡大の両立には、「地域環境権」の確立が最良の道**
 - 地域環境権条例を制定した滋賀県湖南市，長野県飯田市にはハゲタカ資本は手をだせない。
 - 他方，市民の再エネ活用や省エネ運動への意識は非常に高い
 - 両市で地域環境権条例が実現した背景には市民共同発電所運動の展開
 - きらきら発電の取組に注目

今後の検討に向けて

- **再エネ民主的普及拡大を阻む送電網接続拒否・強制出力調整といかに闘うか**
 - 原発再稼働阻止・全廃への国民的運動を

- 発送電分離を徹底＝分社化ではなく所有権（資本）分離こそ
 - 最終的には送電網を買収して市民管理に
 - ドイツでは，シェーナウの取組を出発点に地域配電網の45%を都市公社（Stadtwerke）が所有・管理
- **再エネ電力にとどまらず，再エネ熱利用も**
 - ドイツでは市民主体で再エネ（太陽熱・バイオ）による地域熱供給が前進
 - ソーラーコンプレック社の取組
- **原発阻止への本丸は省エネの徹底＝くらしの豊かさを損なわずエネルギー需要を極小化**
 - パッシブソーラー技術や地中熱の活用
 - ゼロエミッション住宅・建築化を加速
 - 学びたいドイツのエネルギー性能証書

紹介したいドイツの取組

みやぎ県民センターのホームページからダウンロードできます。

- **シェーナウEWS**：電力自由化以前で電力会社の地域独占が維持されていた中で、人口2,500人の小さな村で誕生した市民所有の配電会社が大電力会社から送電網を買収して配電事業を成功させた事例
（遠州尋美「市民が主役の再生可能エネルギー普及」（遠州・柏原編著『低炭素社会への道程』法律文化社，2011年3月，第4章）→ファイル名：[シェーナウとフライアムト.pdf](#)）
- **ソーラーコンプレックス社**：南ドイツのコンスタンツ郡で、エネルギー自給を目指すバイオエネルギー企業を数多く展開する市民企業
（①遠州尋美「低炭素社会を築く市民企業」（『ECOまちネットワーク・よどがわだより』第22号，2015年1月）
→ファイル名：[ソーラーコンプレックス紹介.pdf](#)，②ソーラーコンプレックス出資募集パンフレット日独対訳版→ファイル名：[ソーラーコンプレックス・出資募集.pdf](#)）
- **エネルギー性能証書制度**：ドイツのエネルギー政令2007年改正で導入され，2009年改正で，市場で取引（新築することも含む）されるほぼ全ての住宅及び建築物に取得が義務付けられた。建物を快適な環境に維持するために必要なエネルギー量と，一層の性能向上に必要な対策とその効果を評価して表示。国家資格を持つ評価者が評価する。有効期限10年間
（①遠州尋美「ドイツに学ぶ低炭素社会への道」（遠州・柏原編著『低炭素社会への道程』法律文化社，2011年3月，終章）→ファイル名：[低炭素社会への道.pdf](#)，②エネルギー性能証書の一例の日本語訳→ファイル名：[省エネ証明書_exp_\(J縮小\).pdf](#)）